

幼児教育・保育の無償化
(子育てのための施設等利用給付)

— 事務の手引き —

〔私立保育園用〕

Ver. 2 暫定版

令和元年 8 月

習志野市こども部こども保育課

私立保育園 無償化に伴う事務手続き等について

1. 始めに（概要）

幼児教育・保育の無償化の実施により、保育園については、3歳児クラスから5歳児クラスは、これまでの保育料の徴収（市）から、食材料の徴収（保育園）に変更になります。

03歳児クラス～5歳児クラス分給付の流れ

これまで

- ・ 公定価格（市が徴収した保育料含）＝給付費（市から各施設へ）

無償化後

- ・ 公定価格（食材料費除く）＝給付費（市から各施設へ）
- ・ 食材料費（保護者から各施設へ）

なお、0歳児クラスから2歳児クラスについて、特段変更はありません。

国は市区町村民税非課税世帯の無償化を実施するとしていますが、習志野市は先行して実施してきたことから、特段変更はありません。

（第2子以降軽減措置もこれまで通りとなります。）

2. 給食食材料費の積算

これまで

副食・・・保育料に含む（4,500円／月（土曜日利用含））

主食・・・実費負担→市の補助により負担なし

無償化後

①副食費（おかず・おやつ・飲み物）の徴収額は、それぞれの施設において、実際に給食の提供に要した材料の費用を勘案して定めることとなります。

この際、これまで2号認定子どもの副食費は、公定価格において積算し、保育料の一部として保護者に月額4,500円の負担を求めてきた経緯があります。

質の担保された給食を提供する上では一定の費用を要するものであり、今後施設で徴収する額を設定するにあたって、この月額4,500円を目安とします。

かかる費用を負担していただく実費負担なので、貰いすぎはないようにしてください。
年間計・・・徴収額≤賄い材料費

②主食費（ごはん・パン・麺）については、運営費補助金（完全給食実施事業）で1食あたり35円の補助をしてきました。今後も減免対象者については同補助を実施していきますので、1食あたり35円を目安に検討してください。（1食35円を超えると、減免対象者の自己負担が発生します）

※1食あたり35円以内とした場合、減免対象者は自己負担が発生しないこととなります。

※おやつにごはん・パン・麺を提供する場合、かかる経費を算出することが困難な場合は主食に含めてください。

（食材料費設定の考え方 国のQ&Aより）

Q：アレルギーのある児童への除去食や代替食等による対応に要する費用については、別に徴収することが可能なのでしょうか。

A：副食費の徴収額については、施設の子どもを通じて均一とします。アレルギー除去食等の特別食を提供する子どもについても、他の子どもと異なる徴収額とする必要はありません。

Q：児童の欠席や一定期間休園などの場合は、副食費の徴収はどうすればよいですか。

A：副食費の徴収額は、月額を基本とします。ただし、土曜日に恒常的に施設を利用しない者や長期入院のような、施設が予め子どもの利用しない日を把握し、配食準備に計画的に反映することが可能である場合には、徴収額の減額等の対応を行うことができます。

なお、月途中の退園や入園の場合には、施設型給付費や地域型保育給付費と同様に、日割り計算等の減額調整を行って差し支えありません。

食材料費は月額制を基本としていますが、全く土曜日を利用しない場合や、長期間利用しない場合について、「負担額が同一なのはいかがか」といった意見が寄せられることも想定されます。

食材発注に反映できる範囲で、調整できる場合は減額等の対応を行うことが考えられます。

減額等の調整を行う場合は、ルール作り・周知（例：〇日前までに〇〇の方法で申出する等）が必要となります。

○土曜日分減額方式検証

これまでの保育料 4,500 円に土曜日分は含むとされていますが、土曜日に利用しない場合に減額（1 日当たり 187.5 円とした場合）した場合、月 4,500 円－187.5 円（1 食）×4 日＝3,750 円 となります。3,750 円の人が 7 割 4,500 円（土曜日利用有）3 割となった場合、これまでよりも副食食材料費分としての収入が減となります。

－土曜日分を含めて月額制とした場合（土曜日未利用減額方式の場合）－

	土曜日利用無 7 人	土曜日利用有 3 人	収入計
①これまで共通 4,500 円	4,500 円×7 人 ＝31,500 円	4,500 円×3 人 ＝13,500 円	45,000 円
②無償化後 月額 4,500 円 （187.5 円×24 食） （土曜日含む）	3,750 円×7 人 ＝26,250 円 〔減額措置〕	4,500 円×3 人 ＝13,500 円	39,750 円
③無償化後 月額 5,088 円 （※212 円×24 食） （土曜日含む）	4,240 円×7 人 ＝29,680 円 〔減額措置〕	5,088 円×3 人 ＝15,264 円	44,944 円

※1 食あたり 187.5 円、212 円で賄えるのか検証が必要

○参考

公立保育所は、学校給食の規則の範囲内のため、学校給食と揃えており、日額制としています。（公立こども園・幼稚園も日額制）

副食 230 円（1 食）土曜日はおやつ提供がないため 210 円

主食 35 円（1 食）

月 20 日換算 副食 230 円×20 日＝4,600 円 主食 35 円×20 日＝700 円

合計月 5,300 円・・・土曜日利用分は追加負担

※利用しない日の 3 日前までに申し出た場合は、発注調整が可能なため、徴収しない
課題：食数管理が難しい。急な利用（前日・当日）に対応できない。

3. 給食食材料費支払い方法の検討

徴収する食材料費の徴収方法（口座引落・納付書・現金徴収）を検討してください。

※手数料が発生しない方式を選択する余地があった方がより良いと思われます。

4. 減免対象者について

下記の食材料費免除対象者については、免除対象者へ通知するとともに、各施設へ免除対象者一覧を提供します。

（減免対象者一覧提供予定時期：9月末・3月末予定）

各施設で免除対象者を管理し、免除対象者から徴収しないようにしてください。（主食費 35 円／食を超える場合を除く）

〔減免対象者〕

区分	認定区分	基準
年収 360 万円 未滿世帯	2 号	市区町村民税所得割額 57,700 円未滿世帯
	2 号（低所得のひとり親世帯・在宅障がい児のいる世帯）	市区町村民税所得割額 77,101 円未滿世帯
第 3 子以降	2 号	小学校就学前こどもの数で 3 人目以降
市町村民税を課されない者に準ずる者 【新規追加】	2 号	①市町村の条例により市町村民税を免除された者 ②未婚の父母であることから、市町村民税の課税対象とならない者 ③生活保護法による被保護者と児童福祉法上の里親

5. 保護者への周知について

他の実費徴収と同様に、保護者に対して、施設は予め金額や理由等を書面にて説明し同意を得る必要があります。（同意書の提出を求めるものではありません）

※別紙を修正しご活用ください。

10 月以降の入園（予定）者については、重要事項説明書を修正して副食費の徴収等について記載し、保護者へこれを説明して交付・説明し、同意いただくことが必要となります。

6. 食材料費の徴収について

食材料費の施設による徴収について、未納者が発生した場合など、滞納債権管理については施設・事業者が対応するものとされています。

○市町村の関与

【利用調整の実施者として】

副食費の滞納をする場合には、経済的な理由のほか、保護者と施設の間での意思疎通や信頼関係が、何らかの理由で損なわれている等の事情が生じているものと考えられます。このため、利用調整の実施者である市町村は、食材料費の滞納がある保護者から事情を聞き、その理由や改善策、利用継続の可否等を検討することが求められます。このプロセスの中で、滞納している食材料費についても保育所への支払いを促すこととなります。

【児童手当支給者として】

児童手当受給者が、児童手当を受給する前に、食材料費の支払いに充てる旨を申し出た場合には、市の判断で、児童手当から徴収することが可能です。

7. 減免対象者分の給付について

施設で徴収できない減免対象者分の給付は以下の通りとなります。

①副食：公定価格において新たな加算で給付 月額 1 人 4,500 円加算

②主食：市運営費補助金(完全給食実施事業)にて 1 食あたり 35 円を補助

⇒これまでは 3 歳児クラス～5 歳児クラス全員が対象となっていました。

今後は減免対象者分のみ補助となります。

$(\text{減免対象者数}) \times \text{給食提供日数} \times 35 \text{ 円} / 1 \text{ 食}$

参考：園が定める食材料費が副食 4,500 円 主食 35 円を上回る場合(差額徴収ができるのか)

内訳	食材料費例	徴収予定額	対応
主食	40 円/日	5 円/日	徴収しないようにしていただきたい (市よりお願い)
副食	5,000 円	500 円/日	徴収できない

8. 食材の発注額と食材の徴収額について

食材料費の徴収額は、それぞれの施設において、実際に給食の提供に要した材料の費用を勘案して定めることとされています。発注額と徴収額に乖離がないように努めてください。